

会 議 記 録			
会議の名称	環境市民厚生常任委員会	会議場所	全員協議会室
		担当職員	上西
日 時	令和7年10月30日（木曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 29 分
出席委員	◎土岐 ○木村 大西 富谷 大塚 大石 平本 西口		
理事者 出席者	【市民生活部】谷口部長 【保険医療課】藤谷課長、下西副課長、的場副課長 【健康福祉部】亀井部長 【障がい福祉課】宮本課長、伊藤副課長		
事務局	吉田事務局長、上西主査		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員 1名（齊藤）

## 会 議 の 概 要

1 開 議 10:00～

### 2 行政報告

[理事者入室] 市民生活部

#### (1) 国民健康保険の資格確認書等の交付について

<市民生活部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～11:02

[質疑]

<大西委員>

資格確認書等の有効期限を7月末にする理由は。

<保険医療課長>

70歳以上の方は、毎年、前年度所得に応じて負担割合が2割もしくは3割に分かれるため、7月末までの年度更新となっている。70歳以上、70歳未満関わらず同一世帯内で有効期限を統一するほうが分かりやすいため70歳未満の被保険者についても7月末を更新時期としている。

<大西委員>

マイナ保険証を持っている70歳未満の方に送付する「資格情報のお知らせ」は、今回一度きりの送付か。また、同一世帯内でもマイナ保険証の所持・非所持が分かれると思うがその場合の送付対応は。

<保険医療課長>

70歳以上の方はマイナ保険証の有無に関わらず「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」どちらの場合でも毎年更新になる。70歳未満でマイナ保険証所持の方は、国保資格の情報をオンライン資格確認システムで確認できるため、期限なしの書類を発行する。また、70歳未満でマイナ保険証を非所持の方には、はがき型の資格確認書を送付する。保険証の更新は従来より2年ごとの更新としていたことや他市町村の更新状況などを踏まえ、2年更新としている。本来、更新時期が2年となれば有効期限は12月末となるが、同一世帯内で有効期限にばらつきが出ないほうが分かりやすいため、統一して7月末の有効期限としている。

<大西委員>

要配慮者の申請について、おおむねの申請件数を把握されているか。

<保険医療課長>

詳細な件数については、持ち合わせていないが介護施設に入所されている方やマイナ保険証での受診が困難で介助などを必要とされる場合は、介助が必要であることが分かる書類を添えて申請すれば、マイナ保険証を利用の人でも同時に資格確認書を取得できる制度となっている。

<大西委員>

要配慮者の申請に対してどのような周知広報をしていくのか。

<保険医療課長>

リーフレットやホームページで広く周知していきたいと考えている。

<大西委員>

要配慮者の申請は必要書類を提出すれば簡単に手続きができるのか。

<保険医療課長>

必要書類の添付と委任状持参の上で代理人の方が申請されれば、すぐに発行できるようになっている。

<平本委員>

今後、資格確認書の更新がなくなり、完全にマイナ保険証へ切り替わることは現時点においてあり得るのか。

<保険医療課長>

現時点では、資格確認書更新の期限は設けられていない。

<平本委員>

マイナ保険証を所持していない従来の保険証利用の方が今回の移行によって医療受診をされる際に不利益は生じないか。

<保険医療課長>

12月からの受診は、マイナ保険証か「資格確認書」提示に切り替わるが、国も今まで使用されていた保険証を持参されることを予想しているため、令和8年3月までは従来の保険証を持参した方でも、これまでの受診歴から確認できる場合は臨機応変に対応するよう示されている。なるべく混乱が起きないように進めていきたい。

<平本委員>

従来の保険証を持参される方以外で、かつ、マイナ保険証登録をされていない方に不利益が生じることはないか。

<市民生活部長>

極力不利益がないよう周知を行う。従来通り、保険証の提示がなければ一旦10割負担となるが、後日、資格確認証等を届けることで残りの7割または8割が戻ってくる仕組みはこれからも継続されるため、不利益はないと考える。

<木村副委員長>

70歳以上とはいつの時点から70歳以上対象となるのか。

<保険医療課長>

70歳の誕生日の翌月から70歳以上の対象に切り替わる。令和8年7月31日までに70歳になる方には、誕生月までの有効期限のものを今回送付する。誕生日の翌月から70歳以上対象となるので、誕生月に順次、個別通知を行い、令和8年7月31日までの有効期限で負担割合が明記された新しい資格確認書等を送付する。以降、毎年7月31日が有効期限となる。

<西口委員>

マイナ保険証を利用している方でも通知が届いたら何か申請手続きが必要なのか。

<保険医療課長>

マイナ保険証を利用している方は情報が自動的に更新されるため、特に手続きをしていただく必要はない。

<大石委員>

先述のとおり、マイナ保険証利用者が混乱しないようにマイナ保険証利用の場合は、特段の手続きは不要であることを分かりやすく周知していただきたい。

<保険医療課長>

混乱がないよう、チラシなどで分かりやすく周知していく。  
(質疑終了)

[理事者退室] 市民生活部

[理事者入室] 健康福祉部

## (1) 自立支援医療費の過大支給について

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<障がい福祉課長>

(資料に基づき説明)

～11:39

[質疑]

<平本委員>

過大支給の原因は制度の欠陥なのか、人的ミスなのか。

<障がい福祉課長>

全国的な指摘を受けていることから制度上の要因もあると考えるが、市で行うべき検査が十分でなかったことが原因だと考えている。

(質疑終了)

[理事者退室] 健康福祉部

### 3 その他

～12:18

<土岐委員長>

次回の月例は、11月12日(水)午前10時から常任委員会を開催するのでよろしく願います。その他、意見はあるか。

(意見なし)

<土岐委員長>

意見がなければ、この時間を借りて1つ提案をしたい。大石前環境市民厚生常任委員長の時にも提案があった南丹病院組合議会との意見交換会を開催してはどうかと考えている。実施時期については今後改めて調整が必要になるが実施の可否について意見はあるか。

<平本委員>

異論はない。日程調整の上、決定いただいてもかまわない。

<土岐委員長>

現時点で、意見交換会したいテーマはあるか。

<大塚委員>

意見交換のテーマとして、財政的なことも含めて病院の新しい建設計画が進まない理由について聞きたい。

<大石委員>

意見交換のテーマとして、医師や看護師の確保状況について聞きたい。

<富谷委員>

先方に貴重な時間を割いて意見交換を実施いただくので日程調整後に改めて意見交換のテーマ詳細を詰めるための意識合わせの場を設けていただきたい。

<土岐委員長>

各委員からの意見を集約させていただき、テーマ詳細については日程確定後に先方へ提示をする方向で調整していこうと思うがよろしいか。

(全員了)

<土岐委員長>

それでは、そのように進めさせていただく。また、以前から話が出ていた常任委員会と総務文教常任委員会合同のヤングケアラーに関する協議会についても、早急な実施よりも中身が重要であるため、時間をかけて調整していきたいと考えている。詳細が決まり次第、随時共有させていただくのでよろしく願います。その他なければ、以上をもって環境市民厚生常任委員会を散会する。

散会 ～12:29